様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　10月　15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）みつびしでんきふぃなんしゃるそりゅーしょんずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称：三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社  　　　（ふりがな） こいけ　ひろゆき  （法人の場合）代表者の氏名：小池　宏之  住所　〒141-8505　東京都品川区大崎1-6-3（日精ビル）  法人番号：　6010701009572  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ   1. 企業情報　社長メッセージ 2. 企業情報・経営方針 | | 公表日 | 1. 2024年7月1日 2. 2024年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 社長メッセージ   ■企業情報＞社長メッセージ  https://www.mefs.co.jp/company/01message/   1. 経営方針   ■企業情報＞経営方針　「経営理念」「経営ビジョン」  「行動指針」  https://www.mefs.co.jp/company/02keiei/ | | 記載内容抜粋 | **社長メッセージ**  少子高齢化が進む中、多様な働き方への対応に向けて、ダイバーシティ・マネジメントや、社内インフラ強化・業務の更なる高度化を目指す「業務ＤＸ」を加速するとともに、事業展開における「事業DX」にも積極的な取り組みを継続してまいります。  **経営方針**  私たちはお客さまや社会が抱える課題に対し、ファイナンスソリューションの提供を通じて解決を図り持続可能で豊かな社会の発展に貢献します。）  デジタル化、データの活用とファイナンスサービスを拡充し、新たな価値を提供します。  デジタル技術と金融ソリューションを融合し、新たな価値の創造と持続可能な社会の実現を推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営の基本方針（中期経営計画）として取締役会おいて決定し公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ  三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略 | | 公表日 | 2024年10月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略  　「当社のDX取組内容」  https://www.mefs.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX推進スローガンとして  「レガシーからの脱却～デジタルビジネスの創出～未来へのトランスフォーメーション」  を掲げ、以下の取り組みを推進しています。  **1.RPAによる業務効率化** 2018年10月よりRPAを導入し、2024年6月末時点で　　　84個のロボットが稼働し、これによって1,012時間/月の削減効果を生み出しています。また、現在ではAI-OCRによる契約書類の自動読み取り機能とRPAの組み合わせによって、基幹システムへの入力作業を自動化するなど生産性向上に資する業務効率化を進めています。  **2.ペーパーレス・ペーパーストックレス、印鑑レスを推進** 社内の申請書類全般をクラウドを活用したワークフローシステムによってペーパーレス化すると同時に、社内のキャビネットや倉庫に保管している紙の書類をデータ保管に切り替えています。また、印鑑レスを促進することで、働き方の変革にも取り組んでいます。  **3.営業支援システムの刷新**  2025年度から新SFAを稼働させ、情報の集約化と顧客データの利活用による、新しいビジネスモデルの創出に役立てます。また顧客情報をはじめ商談内容がブラックボックス化（属人化）しないよう可視化し、営業プロセスの最適化支援を行います。  **4.社内ネットワーク、BCP対策、セキュリティ対応**  多様な働き方やBCP対策を目的に、全社員のパソコン環境を仮想デスクトップへ移植し、業務継続性、セキュリティ強化を実現。又、コミュニケーション促進、Web会議効率化を目指しTeamsを導入する等、今後様々なDX推進に向けクラウドサービスの導入が増加される事が想定されるため、社内ネットワーク環境の増強を実施。今後も適宜見直しを行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は経営会議で決議され取締役会において承認された事項に基づき内容を記載 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ■三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略  https://www.mefs.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX戦略推進体制と人財育成  組織的にDXを推進するため、2022年4月に「業務デジタル化推進グループ」を設立。2024年4月より全社的なDX化とDX人財の育成を推進する位置づけを明確にするため「デジタル推進グループ」へ改称し、デジタル技術を活用した解決策の検討・実行。人財育成面では、社内エンジニアの育成を目的とした　　　「RPA入門塾」を開講するなど、DX人財の裾野を広げるためICT・デジタル関連の教育を強化しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ■三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略  https://www.mefs.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 社内デジタル環境の整備  DXを支える社内のネットワーク環境を整備し、クラウドを活用したデジタルツールの導入や生成AI導入基盤の構築など、生産性向上と多様な働き方を可能にするデジタル投資を行っています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ   1. 環境実績データ 2. 三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略 | | 公表日 | 1. 2024年7月16日 2. 2024年10月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　環境実績データ  ■企業情報＞社長メッセージ＞サスティナビリティ  >環境実績データ　「環境会計　本表②　環境保全効果」  https://www.mefs.co.jp/company/08csr/environment.html  ②　三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略  ■三菱電機フィナンシャルソリューションズのDX戦略  当社のDX取組内容  https://www.mefs.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | DXによるペーパーレス化を推進しています。HP「サスティナビリティ環境実績」  環境パフォーマンス指標としてコピー使用量を定期的に更新、掲載。  その他、DX推進指標（KPI）として  既存ビジネスのデジタル化件数（業務DX）を定めています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月1日 | | 発信方法 | ホームページ  ■企業情報＞社長メッセージ  https://www.mefs.co.jp/company/01message/ | | 発信内容 | 少子高齢化が進む中、多様な働き方への対応に向けて、ダイバーシティ・マネジメントや、社内インフラ強化・業務の更なる高度化を目指す「業務ＤＸ」を加速するとともに、事業展開における「事業DX」にも積極的な取り組みを継続してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年5月頃　～2024年7月頃 | | 実施内容 | 自己診断指標による自己診断フォーマットを使用し自己分析。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 社規として制定された規則・基本方針に基づき、システムリスクやセキュリティ対策等をルール化し、定期的に自己点検および外部点検等の監査を実施。また、セキュリティレベル強化を目的に毎年定期的に研修や不審メール訓練を全社員が実施している他、各職場にて毎月、情報セキュリティに関する勉強会を実施しています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【監査概要】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**1.監査目的：**（1）情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持。（2）システムリスクの発生防止、及び発生の早期検知、並びにリスク発生による損失低減。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**2.実施内容：**（1）情報セキュリティに関して月次で全部門が予め定められた項目に従ってヒヤリハットや情報流出事故の有無をェックしている他、所属員に対する教育・指導。（2）システムリスクの管理方針及びそれに基づく遵守性、有効性、適切性等についての内部監査を毎年、実施。（3）第三者的な立場からの外部監査を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。